静岡市消費生活センター
事　業　概　要

令和8年度版

静岡市　観光文化・市民局
生活安全安心課
消費生活センター

静岡市消費生活センターイメージキャラクター

かいけつ！ハナミン

名称由来：ひとりで悩まず、他の人に**はな**して**みん**なで解決しよう

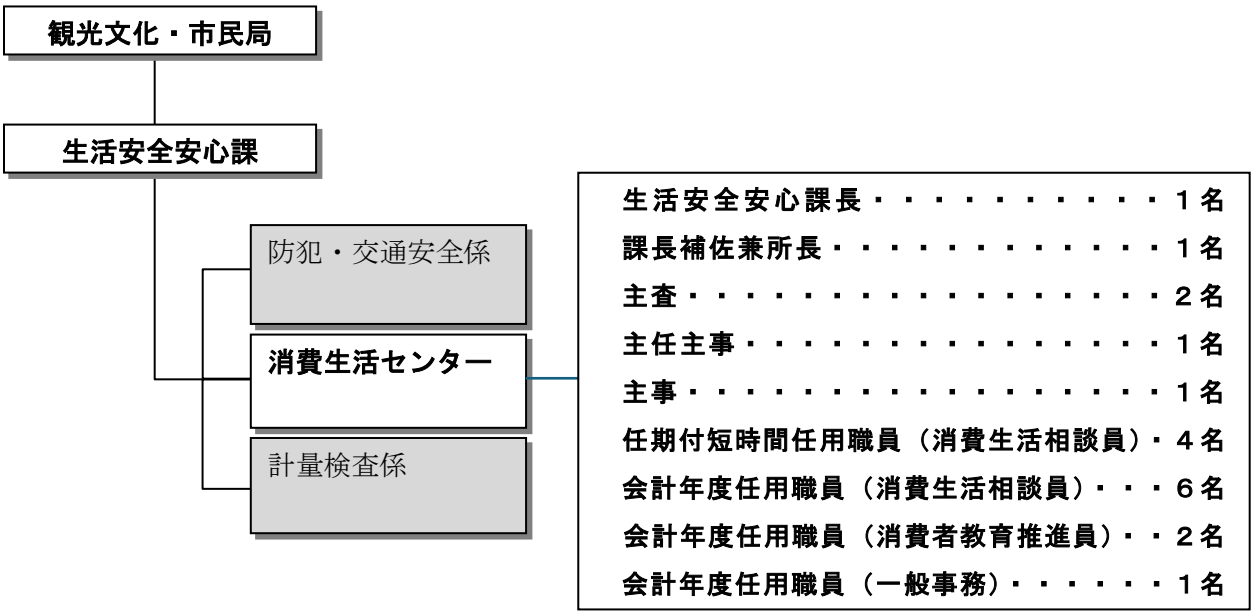
※　消費生活センターに親しみをもってもらい、気軽に利用していただくため、全国公募で決定した。



Ⅰ.沿革

年 月 日	事　項
昭和42年7月15日	昭和30年代以降、我が国は経済の発展によって消費水準が向上して暮らしは豊かになった。しかしながら、反面に欠陥商品、誇大広告、また偽造表示など消費者を困惑させる問題も数多く見受けられるようになった。このようなことに対処するため、民生部に係長1名、主事3名から成る「消費者行政係」を設置して市民からの苦情受付や相談業務を始める。
昭和48年5月20日	清水市消費生活センター設置
昭和49年6月1日	市民部生活相談課消費生活係となる。
昭和59年4月1日	市民の消費生活の安定と向上をめざす「静岡市消費者保護条例」が施行される。
昭和61年4月1日	市民生活部市民生活課消費生活係となる。
平成6年4月1日	同部同課消費生活センター消費生活係となる。
平成8年4月1日	部が生活環境部となる。
平成11年4月1日	市民生活課から分離し市民相談課消費生活センター消費生活係となる。
平成15年4月1日	静岡市と清水市との合併により生活環境部静岡市民サービス事務所市民相談課消費生活センターと生活環境部清水市民サービス事務所市民生活課消費生活センターとなる。
平成16年4月1日	市民生活部生活安全課消費生活センターとなり、消費生活相談窓口を静岡と清水両総合事務所内にそれぞれ配置する。
平成17年4月1日	政令都市移行に伴い、市民局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる。
平成18年3月31日	蒲原町が清水区に編入。
平成18年4月1日	局が市民環境局となる。
平成19年4月1日	静岡市消費生活条例　制定 局が生活文化局となり、課が消費生活センターとなる。
平成19年6月29日	静岡市消費生活条例施行規則　制定
平成19年7月1日	静岡市消費生活条例・同施行規則　施行
平成20年11月1日	由比町が清水区に編入。
平成21年3月	静岡市消費生活基本計画　策定
平成21年11月30日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
平成26年2月21日	静岡市消費生活条例　一部改正　施行
平成26年3月31日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
平成27年3月30日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
平成27年3月	第2次静岡市消費生活基本計画・静岡市消費者教育推進計画　策定
平成27年4月1日	局が市民局となり、生活安心安全課消費生活センターとなる。
平成28年3月18日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
平成28年4月1日	静岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例　制定 静岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例　施行 静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
令和3年9月1日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
令和5年3月	第3次静岡市消費生活基本計画（静岡市消費者教育推進計画を含む）　策定
令和5年4月1日	課が生活安全安心課となる。
令和5年4月1日	静岡市消費生活条例施行規則　一部改正　施行
令和8年4月1日	局が観光文化・市民局となる。

Ⅱ.機構及び事務分掌（令和８年４月１日時点）



≪生活安全安心課の事務分掌のうち消費生活センター分≫

（１）消費生活基本計画に関すること。
（２）消費者教育の推進に関すること。
（３）消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
（４）消費者団体の自主的な活動の促進に関すること。
（５）消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
（６）消費者苦情処理委員会に関すること。
（７）消費生活に係る事業者の指導に関すること。
（８）家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づく表示の適正化に関すること。
（９）食品表示法に関すること（品質事項に限る。）。
（10）生活関連物資等の価格の情報の収集及び提供に関すること。
（11）消費生活審議会に関すること。
（12）事業者による個人情報の取扱いに係る苦情処理等に関すること。
（13）市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括に関すること。
（14）所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

もくじ

※　「静岡市消費生活センター事業概要」の各章は事務分掌に沿って作成していますが、業務量の多寡により分離・統合しているものもあります。

Ⅰ.沿革……1
Ⅱ.機構及び事務分掌（令和8年4月1日時点）……2
もくじ……3
1.消費生活基本計画……4
(1)消費生活基本計画の概要……4
(2)成果指標の進捗状況……5
2.消費者教育の推進……5
(1)学校での消費者教育……5
(2)地域での消費者教育……7
(3)くらしの一日講座……7
(4)消費生活展示……8
(5)中学校家庭科副教材「エブリデイ消費者！」……8
(6)消費者教育推進員……8
3.消費生活に係る情報の収集及び提供……9
(1)通話録音装置貸出事業……9
(2)街頭・庁内施設等での広報活動……9
(3)県補助「公共広告を利用した啓発事業」……10
(4)市広報媒体・外部メディア……11
(5)高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク……13
4.消費者団体の自主的な活動の促進……14
(1)しずおか市消費者協会……14
(2)消費者問題ネットワークしずおか……14
(3)NPO 法人しずおか消費者ユニオン……14
5.消費生活に係る相談及び苦情処理（消費生活相談）……14
(1)消費生活相談体制……14
(2)令和7年度の相談の傾向……15
(3)消費生活に係る事業者の指導（事業者訪問への対応）……15
(4)消費者安全法……15
(5)消費者苦情処理委員会……15
6.安全三法に基づく表示の適正化……16
7.食品表示法（品質事項に限る）……17
8.消費生活審議会等……17
(1)静岡市消費生活審議会（平成 19（2007）年7月1日設置）……17
(2)静岡市消費者教育推進地域協議会……18
9.市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括……19
(1)市民相談……19
(2)静岡市行政相談委員協議会……19
10.消費生活センター事業予算……20
11.静岡県消費者行政強化促進事業費補助金……20

1.消費生活基本計画

(1)消費生活基本計画の概要

① 静岡市消費生活基本計画の目的、役割、位置付け

ア. 策定年度・期間　令和5年度から令和12年度までの8年間

イ. 目的(策定根拠) 条例第6条

→ 消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的

ウ. 計画の骨格　※体系図は下記参照

ⅰ. 基本理念:消費者の権利の尊重と消費者の年齢その他の特性に応じた自立の支援(条例第2条)

ⅱ. 基本目標:消費生活の安定と向上(条例第1条)

ⅲ. 目指す姿:消費者が安全で安心して暮らせるとともに、正しい知識に基づく的確な判断により消費行動をとることができる社会の実現

ⅳ. 成果指標:

指標①	消費生活相談窓口としての消費生活センターの認知度	認知度70.0%[注1]
指標②	契約に関する正しい知識の定着度	正答率40.0%
指標③	エシカル消費に興味関心を持ち行動を実践している市民の割合	割　合60.0%

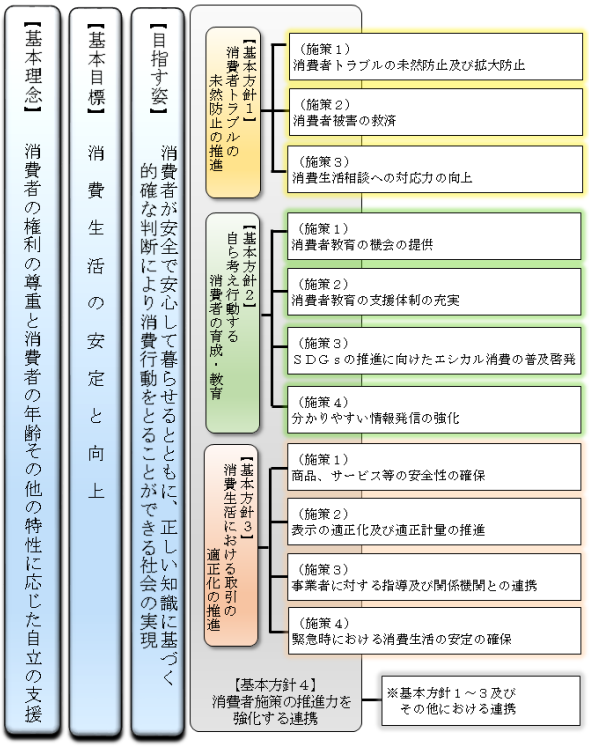
ⅴ. 政策体系:4つの基本方針の下に11の基本施策を配置

【基本方針1】消費者トラブルの未然防止の推進

【基本方針2】自ら考え行動する消費者の育成・教育

【基本方針3】消費生活における取引の適正化の推進

【基本方針4】消費者施策の推進力を強化する連携



注1_第5次静岡市総合計画実施計画に合わせた目標値に令和8年度中に修正

エ. 第5次静岡市総合計画(令和8(2026)年2月定例会にて可決)上との関係

消費者行政は分野別の政策❷防災・消防・防犯「激甚化・頻発化する風水害や南海トラフ地震などへの備えが整い、安全・安心に暮らすことができるまち」＞政策5「(防犯)犯罪等に強く、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちにします。」＞施策03「安全で安心な消費生活ができるよう、消費者の自立を支援します」として位置付けられており、成果指標は「消費生活相談窓口としての消費生活センターの認知度」を設定し、第5次静岡市総合計画実施計画(期間:令和8年度～12年度)において、令和12年度:60%を設定している。

[参考]第4次静岡市総合計画／SDGsとの関連 (p43)

❹生活・環境分野＞政策4 犯罪等に強い誰もが安全で安心して暮らせる社会づくりを推進します ＞施策3 正しい知識・的確な判断に基づく消費行動の推進

(2)成果指標の進捗状況

計画の成果指標については、消費生活センターが毎年度市民意識調査を実施し進捗状況を把握している。

項目＼年度	達成目標 <中間目標>	令和4年度 (基準値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
抽出条件等		市内在住の 19 歳以上 84 歳以下の男女について回答率の低い年齢層の割り当てを調整したうえで住基より無作為抽出			
		(N=700 人)	(N=1000 人)	(N=1000 人)	(N=1500 人)
回答者数[回答率]		311 人 [44.4%]	328 人 [32.8%]	359 人 [35.9%]	610 人 [40.7%]
実施期間		R4.4.1-4.30	R5.11.22- 12.25	R7 1.17- 2.19	R7.11.10- 12.10
成果指標1 消費生活相談窓口としての消費生活センターの認知度	70.0% <59.0%>	47.1%	51.4%	41.9%	48.3%
成果指標2 契約に関する正しい知識の定着度	40.0% <35.0%>	31.9%	32.6%	33.2%	32.1%
成果指標3 エシカル消費に興味関心を持ち行動を実践している市民の割合	60.0% <53.0%>	46.3%	63.8%	63.0%	66.1%

2.消費者教育の推進

(1)学校での消費者教育

【令和7年度実績】

①学校 50校124回6,689人

No	実施日	実施先	参加者	No	実施日	実施先	参加者
1	4/10	**清水蒲原中学校**	202	46	11/14	**安東中学校**	196
2	5/7	**長田西中学校**	202	47	11/14	**東中学校**	34
3	5/14	**長田南中学校**	212	48	11/17	**大河内小中学校**	16
4	5/15	**清水第三中学校**	43	49	11/21	**東中学校**	34
5	5/21	**清水袖師中学校**	51	50	11/21	**南中学校**	32
6	5/29	清水飯田東小学校	278	51	11/25	**南中学校**	32
7	6/2	**清水第二中学校**	630	52	11/26	**東中学校**	34

No	実施日	実施先	参加者	No	実施日	実施先	参加者
8	6/3	清水看護専門学校	35	53	11/28	**竜爪中学校**	65
9	6/4	**清水第五中学校**	29	54	12/2	**竜爪中学校**	32
10	6/6	**城山中学校**	66	55	12/4	**東中学校**	6
11	6/9	**清水第四中学校**	54	56	12/5	**籠上中学校**	60
12	6/11	**清水第一中学校**	26	57	12/8	**竜爪中学校**	32
13	6/13	静岡インターナショナル・エア・リゾート専門学校	82	58	12/9	**大川小中学校**	4
14	6/16	**清水第四中学校**	52	59	12/11	静岡市立高等学校	16
15	6/18	**清水第一中学校**	26	60	12/12	**籠上中学校**	60
16	6/20	**清水第一中学校**	26	61	12/15	**安倍川中学校**	33
17	6/23	**清水飯田中学校**	32	62	12/16	**清水両河内小中学校**	23
18	6/26	**清水飯田中学校**	98	63	12/16	**東中学校**	34
19	6/26	**清水飯田中学校**	67	64	12/16	**東中学校**	34
20	7/2	**清水第八中学校**	347	65	12/18	静岡市立高等学校	16
21	7/2	**豊田中学校**	187	66	12/22	**安倍川中学校**	33
22	7/4	清水三保第一小学校	84	67	1/13	**高松中学校**	120
23	7/8	**梅ヶ島小中学校**	11	68	1/15	**美和中学校**	60
24	7/10	清水浜田小学校	42	69	1/16	**高松中学校**	30
25	7/14	長田南小学校	74	70	1/19	**大里中学校**	103
26	9/1	**東豊田中学校**	32	71	1/20	**東中学校**	34
27	9/3	**東豊田中学校**	32	72	1/22	**清水由比中学校**	23
28	9/4	**東豊田中学校**	33	73	1/26	**大里中学校**	102
29	9/5	**東豊田中学校**	32	74	1/27	**静岡大成中学校**	82
30	9/8	**東豊田中学校**	32	75	1/29	**清水由比中学校**	23
31	9/10	**東豊田中学校**	32	76	1/30	**清水庵原中学校**	35
32	9/17	**東豊田中学校**	33	77	2/2	清水桜が丘高校	60
33	9/18	**西奈中学校**	58	78	2/3	科学技術高校定時制	13
34	9/19	**中島中学校**	51	79	2/4	清水桜が丘高校	60
35	9/22	**東海大学付属翔洋高校中等部**	64	80	2/6	**清水庵原中学校**	34
36	9/24	**東海大学付属翔洋高校中等部**	32	81	2/9	足久保小学校	18
37	9/25	**西奈中学校**	60	82	2/13	**清水第七中学校**	247
38	9/30	**東海大学付属翔洋高校中等部**	64	83	2/13	**藁科中学校**	15
39	10/20	**城内中学校**	69	84	2/17	**大里中学校**	14
40	10/23	**城内中学校**	68	85	2/25	**末広中学校**	160
41	10/28	**城内中学校**	11	86	3/2	**清水第六中学校**	148
42	10/29	**南中学校**	68	87	3/11	**清水興津中学校**	81
43	11/4	**東中学校**	34	88	3/11	**服織中学校**	184
44	11/6	**南中学校**	31	89	3/12	静岡市立高等学校	301
45	11/11	**東中学校**	34	90	3/12	**賤機中学校**	90
		小計１	3,826			小計２	2,863
						合計(1+2)	6,689

※太字は中学校。本市では中学校での消費者教育に力を入れており、前年度中に開催希望調査を行い、計画的に講座を実施している

※1日に複数回クラス単位で講座を実施している場合があるためNoと回数は一致していない。

② 教員【12/4(木) 新規採用教職員(小中学校)の研修会@市教育センター 104 名】

「若者」当事者、児童生徒の見守り者として新規採用教職員向けの講座を実施

（2）地域での消費者教育

【令和7年度実績】

【55 箇所 58 回 1,891 人】

NO	実施日	対象	実施先	参加者	NO	実施日	対象	実施先	参加者
1	4/3	NE	静岡鉄道	65	30	9/4	SC	みのり大学・大里学級	27
2	4/3	NE	しずおか焼津信用金庫	66	31	9/9	SC	みのり大学・小鹿学級	63
3	4/16	NE	静清信用金庫	28	32	9/10	SC	清水寿大学	41
4	4/29	NE	ﾄﾖﾀﾕﾅｲﾃｯﾄﾞ	40	33	9/16	SS	南藁科地区社協	32
5	5/7	NE	鈴与商事	18	34	9/25	SC	いきいき教室 JA 曲金中央	34
6	5/21	SC	ｸﾞﾗｲﾌ東鷹匠	15	35	10/1	SS	城北地域包括支援 C	35
7	5/27	SC	S 型ﾃﾞｲ・いきいき会	32	36	10/2	O	清水生涯学習交流館	14
8	5/28	SC	みのり大学・西奈学級	35	37	10/8	SC	不二見生涯学習交流館	22
9	5/31	SC	退職女性教職員の会	37	38	10/14	SC	みのり大学・東部学級	34
10	6/5	SC	北安東ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ	30	39	10/16	O	女性学級（岡生涯学習 C）	10
11	6/9	SC	S 型ﾃﾞｨ・安東おしゃべりｻﾛﾝ	32	40	10/21	SC	女性学級（両河内生涯学習 C）	7
12	6/12	SC	NPO 法人・おきつ	32	41	10/28	SC	S 型ﾃﾞｨ・安東くまのの杜	27
13	6/13	SC	駒越連合自治会	24	42	10/29	SS	賤機地域包括支援 C	27
14	6/19	SC	みのり大学・長田南学級	21	43	10/30	SC	蒲原生涯学習交流館	10
15	6/25	SC	みのり大学・中吉田学級	21	44	11/11	SC	清沢生涯学習交流館	12
16	6/26	SC	みのり大学・麻機学級	35	45	11/12	SC	江尻生涯学習交流館	27
17	7/1	SC	みのり大学・草深学級	75	46	11/19	SC	蒲原生涯学習交流館	10
18	7/6	T&P	大里学区健全育成大会	80	47	11/26	O	岡生涯学習交流館	17
19	7/8	O	船越生涯学習交流館	11	48	11/27	SC	蒲原生涯学習交流館	48
20	7/10	SC	藁科生涯学習交流館	62	49	12/9	SC	飯田生涯学習交流館	13
21	7/14	SS	大里・中島地域包括 C	37	50	12/11	SC	庵原生涯学習交流館	22
22	7/15	O	船越生涯学習交流館	9	51	12/17	SC	大坪町自治会	20
23	7/18	T&P	両河内青少年育成委員会	15	52	1/27	OY	子ども若者相談 C（かがやく教室）	11
24	7/18	SC	大在家の里	20	53	1/28	OY	子ども若者相談 C（ふれあい教室）	20
25	7/22	SC	三保ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ連合会	43	54	1/30	SS	松富第一公民館（賤機包括 C）	70
26	7/24	SC	みのり大学・城内学級	55	55	2/3	SC	ｽﾏｲﾙあさはた	25
27	8/6	SC	高齢者学級・笑和大学	44	56	3/3	SC	竜南つくし会	20
28	8/7	SC	みのり大学・青葉学級	75	57	3/9	NE	JA しみず	9
29	8/27	O	社会福祉士相談援助実習	8	58	3/19	SC	長田寿・みのり同窓会	119
			小計1	1,065				小計2	826
								合計(1+2)	1,891

NE	新社会人	SS	高齢者見守り
SC	高齢者	OY	その他若者
T&P	教員・保護者	O	その他成人

（3）くらしの一日講座

専門の講師を招き、実施する参加者募集型の講座。

【令和 7 年度実績】

【タイトル】 お店で発見！エシカル消費

【 会 場 】 生活協同組合ユーコープミオクチーナ千代田店

【開 催 日】 令和7年8月2日（土）

【 講 師 】 生活協同組合ユーコープ しずおか県本部のスタッフの皆さん

【参 加 者】 小学生と保護者 12 名

(4)消費生活展示

消費生活に関する様々な情報を提供し、消費者に自らの生活を見直す機会としてもらうとともに、消費者トラブルの未然防止を図る。

【令和7年度実績】

会場	期間
① 大里生涯学習センター	10/28～30
② 清水社会福祉館 はーとぴあ清水	11/5～7
③ 西奈生涯学習センター(リンク西奈)	11/11～13
④ 静岡市健康文化交流館 来・て・こ	11/14～18
⑤ 藁科生涯学習センター	11/27～29

(5)中学校家庭科副教材「エブリデイ消費者！」

中学校家庭科副教材「エブリデイ消費者！」を通じて、学校における消費者教育の充実・強化を図る。なお、教材作成にかかる経費は「静岡県消費者行政強化促進事業補助金」を活用。

【令和7年度実績】市内中学校1年生に配布

(6)消費者教育推進員

本市では、消費者教育推進員(会計年度任用職員)を雇用し、市域の消費者教育の推進に取り組んでいる。主な役割は以下のとおり。

①学校や地域での消費者教育出前講座講師※(1)・(2)参照。

②消費者教育推進のための訪問活動(市域の消費者教育を推進するため、講座の内容の調整、講座実施以外にも教育、地域、保護者、福祉関係者等消費者教育推進のキーパーソンの下を訪問)

【令和7年度実績】

NO	日	訪問先(出席先)	NO	日	訪問先(出席先)
1	4/15	しずおか教師塾	22	10/2	静岡庁舎内(NPO静岡市里親家庭支援C)
2	4/17	静岡市教育C	23	10/4	第１回静岡市PTA連絡協議会全体会長会
3	4/17	東海大学附属翔洋高等学校中等部	24	10/1	静岡県グランシップ
4	4/17	清水三保第一小学校	25	10/6	小鹿老人福祉C
5	4/18	長田南小学校	26	10/7	成年後見支援C
6	4/23	葵区自治会連合会定例会	27	10/7	北部生涯学習C
7	5/2	市自治会連合会理事会	28	10/9	大里中島地域包括支援C
8	5/8	清水区自治会連合会定例会	29	10/9	北部生涯学習C美和分館
9	5/9	(公財)静岡県産業振興財団(来課)	30	10/24	静岡市立高校
10	5/15	静岡県警察本部　生活安全部　生活安全企画課	31	10/30	静岡市立清水桜が丘高校
11	5/16	駿河区自治会連合会定例会	32	11/12	静岡市中学校・警察連絡協議会
12	5/20	静岡市教育委員会教職員研修担当	33	12/11	静岡市立静岡看護専門学校
13	5/21	飯田東小学校	34	12/15	静岡大成中学校
14	5/22	JA しみず	35	1/7	JA 静岡市
15	6/5	大里西小学校	36	1/20	駿河区自治会連合会定例会
16	6/2	翔洋高等学校・中等部放送部(清水庁舎に来課)	37	1/21	足久保小学校
17	9/3	第７支部教頭会(静岡市立南部小学校)	38	2/18	トヨタユナイテッド静岡
18	9/12	市校長会	39	2/28	静岡市PTA連絡協議会　新任会長研修会
19	9/18	清水桜が丘高校	40	3/9	静岡市特別支援教育C
20	9/24	JA しみず　総務課	41	3/16	長田南中学校
21	10/1	静岡市立高校			

③消費生活センター主催消費者トラブル対策講座の開催※令和7年度のみ

ア.こどもの消費者トラブル対策講座「話し合ってみよう！こどもの課金トラブル」

【10/25(土)開催(会場:静岡市産学交流センターB-nest) 5組10名参加 講師:消費者教育推進員】
小中学生に多いゲーム課金トラブルを中心になぜトラブルになったのか？どうすれば防ぐことができるのか？を少人数の講座を通じて親子で、また保護者同士・こども同士で話し合い発表した。

イ.消費者トラブル対策講座「楽しいデジタル消費者ライフを！」
【11/5(水)開催(会場:静岡市音楽館(AOI)) 30名参加 講師:消費者教育推進員】
シニア層でも増えているネット通販などのスマホを介した消費者トラブルについて、トラブルに遭わず楽しいデジタル消費者ライフを送るための講座を実施した。

3.消費生活に係る情報の収集及び提供

(1)通話録音装置貸出事業

65歳以上の高齢者の消費者被害・トラブルの特徴として、電話勧誘からはじまるものが多いことから、その対策として、市内在住の65歳以上の高齢者に対して3か月間を上限に通話録音装置の貸出を行っている。

①貸出窓口
ア. 葵 区:静岡庁舎生活安全安心課(静岡相談窓口)、葵区役所井川支所
イ. 清水区:清水庁舎(清水相談窓口)、清水区役所蒲原支所
ウ. 駿河区:駿河区役所地域総務課、駿河区役所長田支所

【令和7年度実績】

総計	葵区窓口		駿河区窓口		清水区窓口	
	生安	井川支所	駿河区	長田支所	清水窓口	蒲原支所
31回	22回	0回	3回	0回	6回	0回

(2)街頭・庁内施設等での広報活動

街頭、庁内施設等での啓発活動を通じて消費生活センターの認知度向上、悪質商法などの消費者トラブルの未然防止を図る。

【令和7年度実績】

①街頭広報活動等

	月日	場所	備考
1	5月22日(木)	静岡駅改札口	主催:中部県民生活センター 消費者月間
2	11月12日(水)	葵スクエア	主催:中央子育て支援センター「ほっと子育て支援センターまつり」
3	12月10日(水)	静岡駅改札口	主催:中部県民生活センター 消費者被害防止月間

②庁内施設等での広報

各区役所のデジタルサイネージ等を活用した啓発、各課が所管する事業への広告掲出を実施

場所(月)		概要
庁内デジタルサイネージ	消費生活センター(通年)	各区役所の広告付き窓口番号案内表示システムにおいて、「消費者ホットライン188」啓発動画を放映する。
	葵区役所(9/16~30、12/1~26)	
	清水区役所(4/1~15、R8/3/1~31)	
	駿河区役所(5/16~31、R8/2/1~28)	

清水エスパルスホームグラウンド IAI スタジアム (5/25)※参考 観客数:17,528 人 静岡ブルーレヴズホームグラウンドヤマハスタジアム (1/17)※参考 観客数:7,513 人	ハーフタイムにおいて、アストロビジョンで約 15 秒間の映像付きCMを放送する。(スポーツ振興課経由)
2026 静岡市二十歳の記念式典パンフレットへの広告	式典に参加する成人に配布される式典パンフレット内に広告コーナーがあるため、そこへ A5 大の広告を掲載する。
静岡庁舎フロアスペース展示(5・12 月)	消費者月間(5月)、消費者被害防止月間(12 月)に消費者トラブル及びエシカル消費に関する展示を実施
横断幕の掲示(5・12 月)	消費者月間(5月)と消費者被害防止月間(12 月)に静岡庁舎の横断幕設置スペースにて横断幕を掲出
[参考]計量展示@南部図書館 (R8/2/18～25)	南部図書館1階センターホールで計量検査係が実施する計量展示にて消費者ホットライン・消費生活センターの啓発資料を配布

(3)県補助「公共広告を利用した啓発事業」

静岡県消費者行政強化促進事業費補助金を活用し、WEB広告・公共交通広告を通じて多様化する消費者トラブルに対し適切な相談に結び付けるため、消費生活センター等の相談機関の認知度向上を図る。

【令和7年度実績】

①WEB広告

ア.YouTube でのバンパー広告の実施 3 回※スキップ不可の6秒広告

(内容)市民を対象(年齢制限なし)に、5 月(消費者月間)、8 月(夏休み)、12 月(静岡県消費者被害防止月間)において消費生活センターや消費者ホットラインを啓発する広告を実施した。

(実績)5 月(12～23 日)217,430 回表示、8 月(12～22 日)229,155 回表示、12 月(1～11 日)221,181 回表示

イ. YouTube でのインストリーム広告の実施 1 回(1 月)※一定時間でスキップのできる広告

(内容)市民を対象(年齢制限なし)に、年始において消費生活センターや消費者ホットラインを啓発する広告を実施した。

(実績)1 月(13～23 日)142,100 回表示(完全視聴 36,379 回)

ウ, スマホアプリでの広告 2 回

(内容)市民を対象(年齢制限なし)に、5 月(消費者月間)、8 月(夏休み)において消費生活センターや消費者ホットラインを啓発するアプリ静止画広告を実施した。

(実績)5 月(12～26 日)162,079 回表示、8 月(18～31 日)175,942 回表示

② 公共交通における啓発

(内容)幅広い年齢層に啓発を行うため、啓発ポスターを作成、公共交通機関の広告を活用し、消費生活センターや消費者ホットラインの啓発を行った。

(実績)静岡鉄道(電車) 令和 7 年 8 月 30 日～令和 8 年 2 月 20 日 59,509 人/日※が利用

静鉄バス 令和 7 年 7 月 26 日～令和 8 年 1 月 30 日 5 つの営業所管轄各 2 台ずつ広告を出稿。各営業所の1日当たりの利用者数は 10,965～14,537 人※

※利用者実績は令和 6 年度(最新版)のものによる

（4）市広報媒体・外部メディア

各種広報媒体を使い消費生活センターからの情報発信を行うことで、消費者トラブルの未然防止、エシカル消費の推進を図る。

【令和7年度実績】

①市広報媒体

ア. X（旧Twitter）

広報課所管の市公式アカウントより月2回ペースで注意喚起情報（主に国民生活センター発行の見守り新鮮情報や子ども・若者サポート情報）等を発信している。

	概要		概要		概要
1	見守り新鮮情報第 508 号「気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法」	12	見守り新鮮情報第 516 号「慌てないで！災害後に増える住宅修理のトラブル」	23	見守り新鮮情報第 530 号「SNS で勧誘される詐欺的な暗号資産の投資話被害回復は困難です」
2	見守り新鮮情報第 509 号『ネット通販あらかじめ入っている「チェック」に注意』	13	消費者トラブル対策講座参加者募集！	24	見守り新鮮情報第 531 号「有料老人ホームの退去時トラブル」
3	見守り新鮮情報第 510 号「警察を名乗る電話に注意！」	14	見守り新鮮情報第522号「海外事業者とのサブスク契約！？安易にサイトやアプリに登録しないで」	25	静岡市消費生活センターからの依頼と騙る給湯器等の点検に注意
4	見守り新鮮情報第 511 号「高齢者サポートサービスの契約トラブルに注意」	15	お米を安く販売しているかのように装った偽サイトに注意！	26	葵区内で屋根の点検商法によるトラブル発生※葵区アカウント※
5	見守り新鮮情報第 513 号「定期購入「返品」だけでは解約になりません」	16	「ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求する水回りトラブル対応業者」に注意！	27	見守り新鮮情報第 532 号「公式サイトだと思ったら!?ESTA 等の電子渡航認証申請は慎重に」
6	見守り新鮮情報第 514 号「リチウムイオン電池の膨張、発煙・発火に注意」	17	見守り新鮮情報第523号「無料動画を観ていたらいきなり有料登録に！」	28	見守り新鮮情報第 533 号「契約内容は自身でよく確認！ネットの旅行予約」
7	見守り新鮮情報第 515 号「怪しい通販サイトにご注意」	18	見守り新鮮情報第524号「利用明細は必ず確認！意図せぬリボ払いに注意」	29	見守り新鮮情報 第 534 号「太陽光発電システムの点検商法に注意」
8	見守り新鮮情報第 516 号「慌てないで！災害後に増える住宅修理のトラブル」	19	見守り新鮮情報第525号「遺品整理を頼むときは、事業者選びは慎重に」	30	見守り新鮮情報 第 535 号 テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認
9	架空請求　注意喚起	20	見守り新鮮情報第527号「広告と異なる商品が届くネット通販に注意」	31	見守り新鮮情報 第 536 号「フリマサービスのトラブルに注意」
10	配線器具その使い方、間違っていませんか？正しく使って安全に	21	見守り新鮮情報第528号「通販で宅配荷物の置き配　上手に利用するために！」	32	集合住宅を狙った給湯器等の点検商法に注意
11	地震や台風･･･通電復旧後の通電火災に注意	22	見守り新鮮情報第529号「不要なオプションが付けられていた！？携帯電話の契約は慎重に」		

イ. LINE

しずおか子育てきずな LINE

令和5年度よりこども未来局が実施している「しずおか子育てきずな LINE [注1]」の自治体情報枠にエ

ントリーし子育て世代に向けた情報発信を実施している（8回）。

注1･･･妊娠週数や子どもの月齢に応じて必要な情報を静岡市公式 LINE アカウントからタイムリーに配信するもの

生まれて 60 日目	［消費者トラブルーネットショッピングー］
生まれて 88 日目	［製品安全1］
生まれて 106 日目	［子どもの事故防止］
生まれて 172 日目	
生まれて 202 日目	
生まれて 506 日目	
生まれて 597 日目	
生まれて 604 日目	［消費者トラブルーもうけ話ー］

ウ. 広報紙

ⅰ. くらしの Q&A･･･相談員が原稿を作成し、Q&A 方式で消費者トラブルの事例を紹介する。

令和7年度掲載月とテーマ					
月	題名	月	題名	月	題名
4月	偽の通販サイトにご注意ください！	8月	給湯器の無料点検にご注意ください！	12月	
5月		9月		1月	水回りの修理サービスで高額請求
6月	その借入　大丈夫ですか？	10月		2月	
7月		11月		3月	

ⅱ. くらしの情報･･･年間枠スペース状況に基づき、企画記事を掲載している。

月	令和7年度テーマ
4月号	「消費者トラブルは消費生活センターにご相談ください！」
7月号	「便利なインターネット通信販売。落とし穴に注意！」
10 月号	「令和6年度の消費生活相談の傾向」
11 月号	「持続可能な社会のためにエシカル消費に取り組もう！」
3 月号	「もうすぐ新生活！製品事故から身を守ろう」

エ. サポーター通信（メルマガ）

令和5年度まで実施していた消費生活サポーター講座「消費の賢者」の修了生のうち希望者に対してメールマガジンを月1回程度のペースで実施している。

なお、郵送送付については郵便料金引き上げ等を契機に事業の見直しを実施し令和7年度からはメールのみで継続することとした（送付対象者：17 名）。

オ. 子ども環境情報紙「エコチル」静岡版（令和7年 11 月号）

環境局（環境共生課）が民間事業者（株式会社アドバコム）と連携し、市内の小学校全児童に対し情報発信している「子ども環境情報紙『エコチル』」に「エシカル消費」に関する記事を掲載した。

②コミュニティFMラジオ

「株式会社エフエムしみず静岡（S-Wave）」において無料で放送枠（最終火曜 11:10 の「Salut！Salut!」の「静岡市民生活情報」内）を確保していただき、防犯・交通安全係との共同枠として、消費者トラブルやエシカル消費について情報発信している。

【令和7年度実績】

年月	テーマ
令和７年４月	消費生活センターってどんなところ？
６月	エシカル消費
８月	災害に乗じた悪質商法
10 月	点検商法
12 月	電話勧誘による悪質商法、通話録音装置貸し出し事業
令和８年２月	新生活に向けて気を付けてほしい消費者トラブル

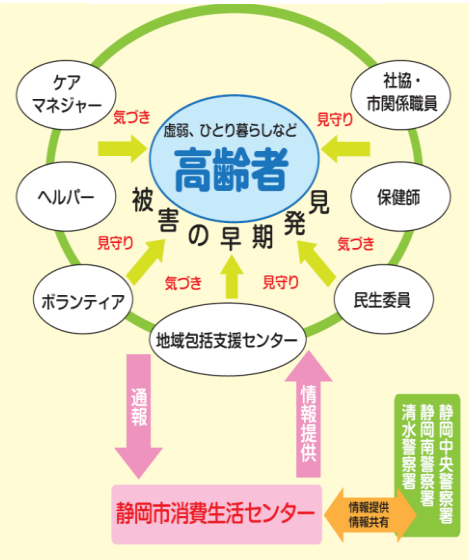
(5)高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク

高齢者の身近で活動する地域福祉関係者と消費生活センターとが連携・協力し、高齢者の消費者トラブル・被害の未然防止・拡大防止を図るため、平成 19(2007)年度に構築した。

①ネットワークの概要

地域包括支援センター職員、民生委員、ケアマネジャー、ヘルパー等、高齢者の生活に密接したサービスを提供している民間業者などの地域で高齢者を見守っていただいている方(見守り者)が日常の高齢者の見守り活動の中で、消費者トラブル・被害を発見した際に、連絡の担い手となって消費生活センターにつなぐ。同時に消費生活センターは、消費生活相談員と地域福祉関係者との連携を密にするとともに、見守り者が、消費者トラブル・被害に気付くために有効な情報提供を行う。平成29(2017)年度からは、市内3警察署から、地域防犯ニュースなどの提供を受け、市から見守り者へ配信している。

ネットワークのイメージ図



②【直近5年度事業実績】

ア.「見守り者と消費生活センターの連携」

(件数)	R3	R4	R5	R6	R7
①見守り者→消セン	26	12	35	23	19
②消セン→見守り者	16	14	25	14	12

イ.「消費生活センターから地域の見守り者への注意喚起情報の提供」

(回数)	R3	R4	R5	R6	R7
①注意喚起(介護)	17	14	22	31	27
②注意喚起(障害)	1	0	1	0	0

ウ.「見守り者を対象とした「消費者教育出前講座」等の開催」

(回数)	R3	R4	R5	R6	R7
見守り者への講座	1	1	2	8	5

4.消費者団体の自主的な活動の促進

(1)しずおか市消費者協会

市内の消費者グループを取りまとめている「しずおか市消費者協会(設立:昭和 48(1973)年[注])」の健全で自主的な活動を支援することで、消費者の利益の擁護及び増進を図る。

注:前身の「静岡市消費者協会」の設立年。平成 17(2005)年に静岡市・清水市の合併に伴い現協会名となった

【令和7年度実績】 静岡市しずおか市消費者協会事業補助金の交付(543 千円)

(2)消費者問題ネットワークしずおか

駿河区に事務局を置く「消費者のくらしと権利を守るため、各種消費者被害の調査、情報提供、サポート事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与すること」を目的とする団体(令和7年8月時点で、15団体、16 個人※団体HPより)である。令和 7 年 12 月で設立 20 周年を迎えた。本市として、生活安全安心課長名でお祝いメッセージを送付した。

(3)NPO 法人しずおか消費者ユニオン

葵区に拠点をおく、弁護士や司法書士、消費生活相談員などの専門家が参加し、適格消費者団体を目指して消費者被害の防止と権利擁護に取り組む消費者団体。令和7年度は適格消費者団体等と地方公共団体等との連携ブロック会合(消費者庁委託事業。令和8年2月6日@愛知県)に参加し、意見交換を行った。

5.消費生活に係る相談及び苦情処理(消費生活相談)

(1)消費生活相談体制

①所 在 地

ア. 静岡相談窓口

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎新館1階 18 番窓口

イ. 清水相談窓口

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎4階

②相談時間

月～金曜日(祝休日・年末年始除く)9～16 時

③相談方法

電話又は来所

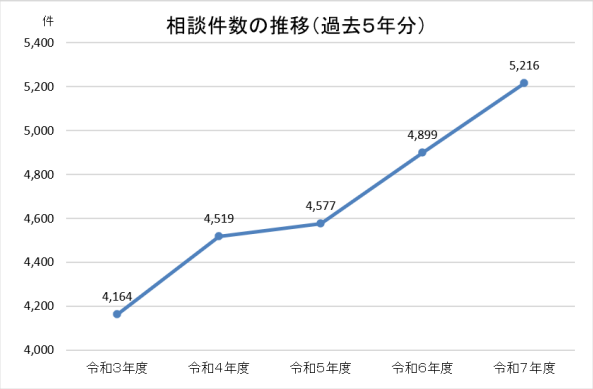
④相談員

10 名(配置:静岡相談窓口7名、清水相談窓口3名)

(2)令和7年度の相談の傾向

※詳細は別添「令和7年度消費生活相談の傾向」を参照

令和7年度本市消費生活センターに寄せられた消費生活相談は 5,216 件で、前年度比317件(6.5%)の増加であった。相談の契約当事者(相談において実際に契約等をした人)の年齢別割合では、65 歳以上の方の相談が 2,090 件と相談全体の 40.1%を占めていた。



(3)消費生活に係る事業者の指導(事業者訪問への対応)

相談員によるあっせんの中で随時、消費者契約法や特定商取引法の趣旨等について事業者への説明を行っている。また、自主来所事業者・事業者団体対応を相談員が行い、意見交換を実施している。

令和7年度事業者来所対応:29 件

(4)消費者安全法

消費者事故等の国への集約により、情報を共有し、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保する。

【令和7年度事業実績】

消費者事故に係る消費者庁・県等への報告:2件

消費者安全法に係る注意喚起情報の周知広報(SNS 等):2件

(5)消費者苦情処理委員会

条例第 24 条第1項(助言、斡旋等)の措置を講じたにもかかわらず解決することができない苦情で、市民の消費生活に重大な影響を与え、又はそのおそれのあるものについて、公正かつ速やかにあっせん又は調停を行う(条例第 25 条。平成 19(2007)年7月1日設置)。

①会議体制

4人(2年ごとに改選、現任期は令和7年7月1日～令和9年6月30日)

区分	氏　　名	所 属 団 体 ・ 役 職 等	期数
学識経験者	宮下　修一	中央大学大学院法務研究科長・教授(民法、消費者法)	10
	中西　　中	弁護士(静岡県弁護士会)	2
	守屋　　典	弁護士(静岡県弁護士会)	2
相談業務	柴　悦子 ※令和8年4月1日就任	公益社団法人　全国消費生活相談員協会	1

②令和7年度実績

開催実績なし

6.安全三法に基づく表示の適正化

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法(安全三法)に基づく立入検査を通じた、表示の適正化の推進に寄与する。

【令和7年度実績】

消費生活用製品安全法に係る立入検査

年度	延べ店舗数（実数）	特別特定製品			特定製品					
		ライター	乳幼児用ベッド	携帯用レーザー応用装置	家庭用圧力なべ及び圧力がま	乗車用ヘルメット	石油ストーブ	登山用ロープ	磁石製娯楽用品	吸水性合成樹脂製玩具
R7	42(12)	155	2	0	19	12	4	0	0	0

うち、違反件数【無】

家庭用品品質表示法に係る立入検査

年度	延べ店舗数（実数）	品名	検査点数	違反件数
R7	18(8)	繊維製品	15	0
		合成樹脂加工品	178	
		雑貨工業品	82	

電気用品安全法に係る立入検査

年度	延べ店舗数（実数）	品名	検査点数	違反件数
R7	23(8)	直流電源装置	78	0
		リチウムイオン蓄電池	35	
		電気湯沸器	34	

7.食品表示法（品質事項に限る）

食品表示法に基づき、国、県等の関係機関と協力して、事業所等への立入調査を実施。

区分	業務内容	説明	令和７年度 実績 （件・回）	うち指導状況
体 制	静岡県食品表示監視協議会 （国県市等６機関９課で構成）	情報の共有化及び施策や調査事案の調整を行う	2	
研修・会議	食品表示に関する研修、講座、会議への参加	食品表示に係る知識の習熟、情報収集	8	
調 査 指 導	合同監視	保健所、農林事務所等と合同で実施（米穀卸売店等）	3	口頭1 文書1
	国との合同調査	国と合同で市域事業者と表示状況調査を実施	0	
	静岡市食品表示調査	市域スーパー、地場産品を扱う観光土産店等の表示状況調査を実施	11	口頭6 文書1
	不審情報対応	市民、関係機関から食品表示に係る不審情報、違反情報を受付	8	
	その他情報による対応	自主申告、職権探知などによる受付、調査	2	
	問合対応	事業者や市民からの一般的な問合せを受付（表示方法等）	44	事業者 43 個人 1
			78	口頭７ 文書２

8.消費生活審議会等

（1）静岡市消費生活審議会（平成 19（2007）年7月1日設置）

条例第32条第1項に基づき設置する附属機関であり、以下の事項を所掌する（条例第32条第2項）

① 市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策に関する基本的事項又は重要事項を調査審議すること。

② 消費生活基本計画に関し市長に意見を述べること。（条例第6条第2項）

③ 規則で定める不当な取引行為の変更又は廃止に関し、市長に意見を述べること。（条例第22条第2項）

④ 消費者訴訟の援助に関し市長に意見を述べること。（条例第27条第2項）

⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が消費生活に関し重要と認める事項

【令和7年度実施状況】

開催日	主 な 議 題
令和7年7月23日	・ 令和6年度静岡市消費生活相談の傾向について ・ 第3次静岡市消費生活基本計画実施計画
令和8年2月2日	・ 令和7年度上半期の静岡市消費生活相談の傾向（速報版）について ・ 令和7年度静岡市消費生活の意識調査（速報版）の結果について ・ 静岡市第3次消費生活基本計画見直しの方向性について

委員名簿（敬称略） ※ ◎会長、〇副会長

区分		氏 名	所 属 団 体・役 職 等	期数
学 識 経験者	◎	色 川 卓 男	静岡大学名誉教授	10
	○	堀 泰 介	弁護士（静岡県弁護士会 消費者問題委員会）	2

区分	氏　名	所 属 団 体･役 職 等	期数
	宮 下　修 一	中央大学大学院法務研究科 研究科長･教授	10
	小 清 水　貴 子	静岡大学学術院教育学領域 教授	7
相談業務	柴　悦 子 注	公益社団法人全国消費生活相談員協会	1
消費者代表	大 畑　康 雄	市民委員(公募)	2
	久 保 田　法 子	市民委員(公募)	3
	関 本　三 枝 子	しずおか市消費者協会 会長	1
事業者代表	森 下　登 志 美	静岡商工会議所静岡大型店･スーパーマーケット連絡会 会長	3
	青 木　達 代	清水農業協同組合	4

【任期:令和7年7月1日～令和9年6月 30 日 役職等は令和8年 7 月 21 日時点】

注:令和8年4月1日より委嘱

(2)静岡市消費者教育推進地域協議会

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第1項の規定に基づく消費者教育推進地域協議会を設置するため、静岡市消費者教育推進地域協議会設置要綱を策定し協議会を設置している。所掌事務は以下のとおり(要綱第2条)。

①市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

②前号に掲げるもののほか、消費者教育の推進に関し、市長が必要があると認める事項

【令和7年度実施状況】

開催日	主 な 議 題
実績なし	各構成員に令和7年度の消費者教育に関する取組を照会し、その結果を一覧表にまとめて全構成員に配付した(書面による情報共有)。

委員名簿(敬称略)

区分	所属団体･役職等	氏　名	期数
教育関係者	静岡大学名誉教授 (消費者問題ネットワークしずおか 代表)	色川 卓男	7
	静岡大学学術院教育学領域ー家政教育系列 教授(家庭科教育学)	小清水 貴子	7
	弁護士(静岡県弁護士会)	磯田 秀樹	2
消費者代表	しずおか市消費者協会 理事	竹内 光子	4
	静岡地域労働者福祉協議会事務局次長	鈴木 知洋※1	1
消費者団体代表	NPO 法人しずおか消費者ユニオン 理事長 (中央大学大学院法務研究科 研究科長･教授)	宮下 修一	7
事業者団体代表	静岡商工会議所静岡大型店･ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ連絡会会長	森下 登志美	3
	清水農業協同組合 ｱｸﾞﾘﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ部 部長	森 一真	2
行政関係者	清水区両河内地域包括支援センター センター長	渡邉 雅彦	1
	静岡市校長会家庭･技術家庭科研究部･部長(井宮小学校長)	片岡 明美※2	2

区分	所属団体･役職等	氏　名	期数
	観光文化･市民局生涯学習推進課長	大石　誠	1
	静岡市教育委員会教育委員会事務局教育センター所長	谷口　康代	1
	観光文化･市民局生活安全安心課長	宮崎　康博※3	1

【任期:令和7年7月1日～令和9年6月 30 日　役職等は令和8年 6 月1日時点】

※1 令和8年6月1日より委嘱　※2　令和 8 年4月 3 日より委嘱　※3　人事異動に伴うもの

9.市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括

消費生活センターでは消費者行政以外にも、各区市民相談室(各区役所地域総務課区民生活係が運営)において実施する市職員による一般相談(日常生活や家庭生活の心配ごと･困りごと)、各分野の専門家による専門相談の統括を行っている。

(1)市民相談

令和7年度の相談件数は 12,034 件(前年度比-235 件、-1.9%)であった。

年 度	行政区	一般相談				特別相談	合　計（件数）
		生 活 相 談	市 政 相 談	交通事故 相　談	計		
令 和 7年度	葵	3,972	304	22	4,298	857	5,155
	駿河	2,475	554	22	3,051	568	3,619
	清水	2,543	163	49	2,755	505	3,260
	合計	8,990	1,021	93	10,104	1,930	12,034

(2)静岡市行政相談委員協議会

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣より委嘱された民間有識者であり、行政に関する苦情について、申出人への助言、国の関係行政機関への通知、地方自治体への連絡等を行うことで、苦情の解決を促進している。なお、その業務に対して国から報酬を受けない。静岡市行政相談委員協議会は、静岡市域を担当する行政相談委員(令和7年度 17 名)で構成された組織で、行政相談業務の啓発活動、行政相談委員相互及び各地区との連絡調整、行政相談業務に関する研修、その他会の目的を達成するために必要な事業を行っている。

静岡市では、市民の行政に関する苦情の解決を促進するとともに行政の民主的な運営を図るため、行政相談委員の業務の円滑な遂行に資する事業を行う協議会に対し、補助金を交付している。

【令和7年度実績】191 千円交付

10.消費生活センター事業予算

【令和7年度】 ※事業費のみ相談員の人件費は含まない

単位:円

		予算額 (予算現額)	決算額	備考
給　与　費	消費生活審議会委員	230,000	207,000	消費者庁定義(R7)による消費者行政予算(狭義)の一部
市民生活費	市民相談運営費	3,143,000	2,952,536	
	消費生活対策費※内訳参照	11,849,000	10,031,074	消費者庁定義(R7)による消費者行政予算(狭義)の一部
	市行政相談委員協議会補助金	191,000	191,000	

○内訳:消費生活対策費

単位:円

	予算額 (予算現額)	決算額	備考
消費者保護啓発経費(経常)	7,483,000	6,407,732	
消費者保護啓発経費(政策)	3,823,000	3,080,342	PIO-NET更新に係る経費
消費者団体補助金(政策)	543,000	543,000	
消費生活対策費総額	11,849,000	10,031,074	

11.静岡県消費者行政強化促進事業費補助金

静岡県からの補助金(国の消費者行政強化交付金の間接補助)を活用して事業を実施している。補助率は、1／2または10／10(補助メニューによって異なる)。

【令和7年度補助事業実績内訳】 ※静岡県への申請額

単位:円

区分	補助メニュー名	事業名	事業概要	事業 経費	補助 対象額	自主 財源	その他
推進事業 10/10	地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	高齢者を電話勧誘被害から守るための対策	通話録音装置等の普及促進	142,780	142,000	780	0
	推進事業(計)			142,780	142,000	780	0
強化事業 10/10	消費生活相談体制の充実・強化	消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備	国が進める全国消費生活情報ネットワークシステム更新への対応	3,080,342	3,080,000	342	0
強化事業 1/2	消費者教育・啓発への取組	消費者教育支援体制づくり事業	消費者教育推進員の人件費	9,299,805	4,648,000	4,651,805	0
			中学校講座資料・市主催消費者トラブル対策講座2講座経費				
		公共広告を利用した啓発事業					
		家庭科副教材普及・更新事業	家庭科副教材「エブリデイ消費者！」				
	重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化等に係る消費生活相談員レベルアップ事業	消費生活相談員等の国民生活センターの研修参加支援	消費生活相談員・行政職員のスキルアップに係る研修費用	461,730	230,000	231,730	0
	強化事業(計)			12,841,877	7,958,000	4,883,877	0
補助総額				12,984,657	8,100,000	4,887,657	0